

国民年金保険料の納付が困難なときは ご相談ください。

申請免除制度

経済的に保険料の納付が困難な方で、本人・配偶者・世帯主の前年の所得が一定額以下の場合に、申請により保険料が免除される制度です。この申請免除制度には、保険料の全額が免除される「全額免除」と、保険料の一部を納付することにより、残りの保険料が免除となる「一部納付（一部免除）」制度があります。

一部納付（一部免除）制度

一部納付制度は、保険料の一部を納付することにより、残りの保険料の納付が免除となる制度ですが、一

部保険料を納付しなかった場合は、その期間の一部免除が無効（未納と同じ。）となるため、将来の年金額に反映されず、また、障害や死亡といった不慮の事態が生じた場合に年金を受け取ることができなくなる場合があります。一部納付は三種類です。

- ① 4分の1納付
(保険料額 3,470円)
↓年金額2分の1

*7月実施

- ② 2分の1納付
(保険料額 6,930円)
↓年金額3分の2

③ 4分の3納付

- (保険料額10,400円)
↓年金額6分の5

*7月実施

若年者納付猶予制度

若年者納付猶予制度は、若年層の雇用状況が厳しいことなどを踏まえ、20歳代の本人が申請すれば、本人及び配偶者の前年の所得が一定額以下の場合に、保険料の納付が猶予される制度となっております。

継続申請

(平成17年7月から実施)

全額免除又は、若年者納付猶予の申請の際に、申請が承認された場合（失業等を事由として承認された方は除く。）翌年以降も引き続き申請を行う旨をあらかじめ申し出ていただくことにより、毎年度の申請書の提出を省略できることとなりました。

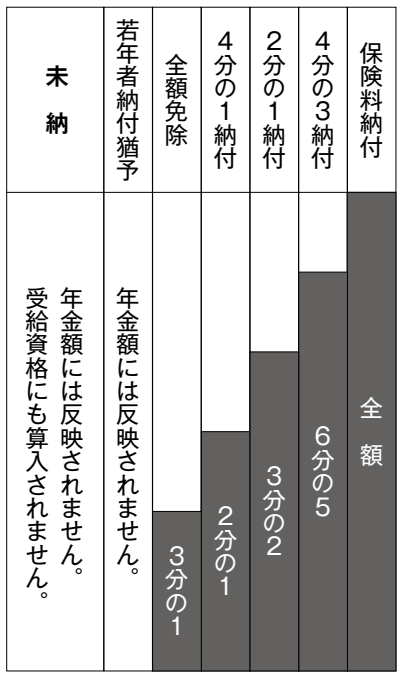
申請及び承認期間

平成18年度の申請免除制度及び若年者納付猶予制度の申請期間は平成18年7月から翌年7月までですが、申請日以前に障害や死亡といった不慮の事態が生じた場合に年金を受け取ることができなくなる場合がありますので、早めの届け出をお願いします。なお、承認期間は平成18年7月から翌年6月までです。

承認を受けた期間

全額免除や納付猶予の承認を受けた期間は、未納期間とは違い年金の受給資格期間に算入されます。（一部納付（免除）は、一部の保険料を納付しないと未納になります。）

また、老齢基礎年金の金額を計算するときには、左図のとおり減額または反映されないことになっていきますのでご注意ください。



年金受給資格期間に算入されます。

休日・時間外 年金相談の お知らせ(7月)

第2月曜日は、県内4つの社会保険事務所、受付時間を19時まで延長して年金相談を行っています。

7月8日(土)は、県内4つの社会保険事務所、9時30分から16時まで年金相談を行っています。

詳しい日程等については、お近くの社会保険事務所までお問い合わせください。通常より混雑も少ないので、お気軽にご利用ください。お問い合わせ

高知西社会保険事務所
☎ 875-1717